

広情個審第25号  
平成29年9月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月13日付け広佐維第252号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第110号関係）

## 答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【諒問事案】

平成27年10月13日付け広佐維第252号の諒問事案（諒問第110号事案）

平成27年9月1日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月11日付け広佐維第212号で行った存否応答拒否決定に対する同年10月2日付け異議申立て

### 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした文書を「本件請求対象文書」という。）に対し、その存否の情報を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

### 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、企業名の不表示などにより企業プライバシーを保守の上で、違法行為に対する是正指導及び占有許可など行政処分の経過の全面開示を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

本件開示請求は、一企業による市民の財産である広島市の法定外公共物の不法占有、違法行為に対する行政指導・行政処分にかかる公文書の公開を求めたものであり、「法人の存立を危うくする」との理由により「全面不開示」の行政処分は条例第1条（目的）自体に著しく反するものであり、不当な行政処分である。

企業名の不表示により、企業プライバシーの保守は、十分可能な案件であり、明らかに法制執務の誤りによる行政処分と考える。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等の主張を要約すると、次のとおりである。

本件開示請求は、○○○○○○○○○○株式会社（以下「対象法人」という。）の不法占用に関する行政指導等の内容が明らかとなる公文書を対象としており、当該公文書の存否を回答するだけで違法行為法人といったレッテルを生じさせるなど法人のイメージを損なうことにつながり、条例第7条第2号に定める、法人に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められる支障情報を広く一般に公にすることとなるものである。

本件の存否応答拒否の扱いは、申立人を含め何人からの請求であっても同一の処理を行う必要があるものである。たとえ、この開示請求者が通報者である申立人であっても、この案件に関する内容は、条例によって直ちに一般に公にされるべきものではない。

なお、本件開示請求が対象法人に関する文書と限定しているものであり、異議申立書にある「企業名の不表示」による開示には応じることはできない。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第7条第2号及び第10条該当性について

##### ア 条例第7条第2号及び第10条の定めについて

条例第7条は、第2号に規定する「法人その他の団体（・・・以下「法人等」という。）に関する情報・・・であって、公にすることにより当該法人等・・・の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」を不開示情報として規定している。

また、条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

##### イ 条例第7条第2号該当性について

一般に、法人が行政指導ないし行政処分を受けた事実が明らかにされた場合は、当該法人において違法行為等の不適切な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該法人の社会的評価の低下を招き、当該法人の競争上又は事業運営上の

地位その他社会的な地位を害するおそれがあると認められる。

したがって、仮に、対象法人が、行政指導ないし行政処分を受けたという事実があった場合に、当該情報を公にすることにより明らかとなる対象法人が行政指導ないし行政処分を受けた事実に関する情報（以下「本件情報」という。）は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報は、その内容及び性質から同号ただし書に該当しないものと認められる。

申立人は、企業名を不開示とすれば、対象法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害することはない旨を主張する。しかし、特定の法人を名指してされた開示請求である以上、仮に本件請求対象文書が存在するとした場合に、その文書に記載された当該法人の名称を不開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、条例第7条第2号に該当する情報を公開することとなるため、申立人の主張は採用できない。

以上によれば、本件情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報の存否を明らかにしてしまうことになるから、条例第10条により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが妥当である。

## (2) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 10. 13	広佐維第252号の諮問を受理（諮問第110号で受理）
29. 6. 2 (第1回審査会)	第2部会で審議
29. 6. 30 (第2回審査会)	第2部会で審議
29. 7. 28 (第3回審査会)	第2部会で審議
29. 8. 23 (第4回審査会)	第2部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 翔	中国放送(株)報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授